

消食表第 151 号
平成 22 年 5 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長

栄養表示基準に基づく相対表示の取扱いについて

昨今、「カロリーハーフ」等の表示をする商品が散見されるところですが、熱量や栄養成分値に関して「ハーフ」、「2倍」、「1/4」等の表示がなされた場合、当該表示について栄養表示基準（平成 15 年 4 月 24 日厚生労働省告示第 176 号。以下「基準」という。）に基づく相対表示に該当するものであるか明確に整理されていなかったところと

また、相対表示の内容について、100g 当たりの比較に基づくもののほか、1 食分、1 包装その他の 1 単位（以下「食品単位」という。）当たりの使用量が異なる食品を比較対象食品として相対表示がなされた食品もあり、相対表示の比較対象が明確ではないとのご意見をいただいているところと

これらを踏まえ、相対表示に関する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、貴管下関係事業者等に対する指導の参考として頂きますようお願い致します。

現在、「カロリーハーフ」等の表示をする商品であって、当通知に合致しないものについては、平成 22 年 9 月 30 日までに表示の適正化を行うよう指導をお願いします。

記

- 1 熱量や栄養成分値に関して「ハーフ」、「2倍」、「1/4」等の表示がなされた場合、基準に基づく相対表示に該当するものとし、当該食品 100g（清涼飲料水等にあつては、当該食品 100ml とする。以下同じ。）当たりの当該栄養成分の量又は熱量が基準に定める量を満たすとともに、基準に基づく表示を行わなければならないこと
- 2 食品単位当たりの栄養成分表示がなされたものであっても、当該食品 100g 換算の当該栄養成分の量又は熱量が基準に定める量に満たない場合は、表示してはならないこと（基準第 7 条第 1 項、第 10 条第 1 項、別表第 4 及び別表第 6）
- 3 食品単位当たりの使用量が異なる食品を比較対象食品とし、食品単位当たりで比較して相対表示を行う場合、消費者への適切な情報提供の観点から、食品単位当たりの比較である旨を表示することが望ましいこと

表示例 1

熱量や栄養成分値に関して「ハーフ」、「2 倍」、「1 / 4」等の表示がなされた場合、基準に基づく相対表示に該当するものとし、当該食品 100g（清涼飲料水等にあつては、当該食品 100ml とする。以下同じ。）当たりの当該栄養成分の量又は熱量が基準に定める量を満たすとともに、基準に基づく表示を行わなければならないこと

〇〇ドレッシング カロリーハーフ

当社△△ドレッシング比

栄養成分表示：1 食分（20g）当たり

エネルギー	50kcal
たんぱく質	0.5g
脂質	4.4g
炭水化物	2.1g
ナトリウム	40mg

（考え方）

- 比較対象食品の△△ドレッシング 1 食分（20g）当たり熱量は 100kcal である。
- 表示例 1 において、「カロリーハーフ」という表示がなされているため、当該食品は、基準に基づく相対表示に該当する。
- 基準第 10 条第 1 項及び別表第 6 により、熱量の相対表示を行う場合、100g 当たり 40kcal（清涼飲料水等にあつては 100ml 当たり 20kcal）以上低減されている必要がある。
- 表示例 1 の場合、100g 当たりの熱量は、
 - ・当該食品（〇〇ドレッシング）：250kcal
 - ・比較対象食品（△△ドレッシング）：500kcalとなり、低減された熱量が 250kcal であり、基準第 10 条第 1 項及び別表第 6 に定める量を満たすことから、基準に基づく相対表示を行うことができる。
- その上で、比較対象食品と熱量を比較すると、約 1 / 2 となっていることから、「カロリーハーフ」と表示することができる。

表示例 2

食品単位当たりの栄養成分表示がなされたものであっても、当該食品 100g 換算の当該栄養成分の量又は熱量が基準に定める量に満たない場合は、表示してはならないこと（基準第 7 条第 1 項、第 10 条第 1 項、別表第 4 及び別表第 6）

食品単位当たりの使用量が異なる食品を比較対象食品とし、食品単位当たりで比較して相対表示を行う場合、消費者への適切な情報提供の観点から、食品単位当たりの比較である旨を表示することが望ましいこと

〇〇コーヒー(スティックタイプ) カロリーハーフ 当社△△コーヒー比

栄養成分表示：1 杯分 (12g) 当たり

エネルギー	27kcal
たんぱく質	0.5g
脂質	2.0g
炭水化物	1.8g
ナトリウム	4mg

当社△△コーヒーと比べ、1 杯当たりのカロリーが 1/2 減になります

※表示に当たっては、包装容器の見やすい場所又は添付する文書に記載することとするが、文字サイズや表記方法について特段定めないこととする

(考え方)

- 比較対象食品の△△コーヒー（スティックタイプ）1 杯分 (16g) 当たりの熱量は 55kcal である。
- 表示例 2 において、「カロリーハーフ」という表示がなされているため、当該食品は、基準に基づく相対表示に該当する。
- 基準第 10 条第 1 項及び別表第 6 により、熱量の相対表示を行う場合、100g 当たり 40kcal（清涼飲料水等にあつては 100ml 当たり 20kcal）以上低減されている必要がある。
- 表示例 2 の場合、100g 当たりの熱量は、
 - ・当該食品（〇〇コーヒー）：225kcal
 - ・比較対象食品（△△コーヒー）：343kcal

となり、低減された熱量が118kcalであり、基準第10条第1項及び別表第6に定める量を満たすことから、基準に基づく相対表示を行うことができる。

○表示例2の場合、1杯当たりの使用量が異なる食品を比較対象食品として相対表示を行うことから、当該相対表示の内容が、

- ・ 100g 当たりの比較によるものか
- ・ 1 杯当たりの比較によるものか

の2つが想定されることから、食品単位当たりで比較して相対表示を行う場合、消費者への適切な情報提供の観点から、食品単位当たりの比較である旨を表示することが望ましい。